

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
17	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲	厚生労働省	1～2
12	家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長	厚生労働省	3～4
13	病児保育事業に係る要件の緩和	厚生労働省	5～6
14	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲	厚生労働省	7～8
15	延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和	厚生労働省	9～12

指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲に係るアンケート調査結果（回答概要）

＜調査方法＞中核市にアンケート票を送付し、地方分権担当部局との合議の上での回答を依頼。10月17日現在 43自治体／45自治体（※1）

（※1）47自治体のうち2自治体は児童相談所設置市として既に権限移譲されているため、対象から除外した。

問1 事務処理特例制度により、指定障害児通所支援事業者の指定等に係る事務・権限が、移譲されていますか。

○ 事務処理特例制度（※2）により権限が移譲されているのは1自治体、移譲されていないのは42自治体であった。

（※2）「事務処理特例制度」 都道府県の事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとする制度（地方自治法第252条17の2）

問2 現在、指定障害児通所支援事業者の指定等に係る事務と指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務の権限が違うことにより、事務にどのような支障が生じていますか。

- おおよそ半数の自治体が支障ありと回答。主な回答は以下のとおり。
- ・ 多機能型事業所において、サービスごとに申請書等の提出先が都道府県と中核市に分かれているため、中核市による障害福祉サービス等に関する情報の一体的な管理ができない。
 - ・ 多機能型事業所において、サービスごとに届出先や指導を受ける機関が都道府県と中核市に分かれているため、自治体と事業所双方にとって事務処理が煩雑。

問3 中核市に移譲されることによりどのような支障や課題が想定されますか。

- 事務量増加に伴う人員確保、財源確保及び事務引継等に時間を要すると回答した自治体が多かった。
- 広域的な視点で都道府県が行うことが望ましいと回答した自治体も複数みられたが、明らかに支障があると回答した自治体はなかった。

問4 支障に関して、国や都道府県からどのような支援が必要ですか。

- 事務量増加に伴う人員確保及び財源確保や、都道府県からの事務引継及び移譲後の相談・助言体制を求めると回答した自治体が多かった。

問5 移譲に当たり、準備期間はどれくらい必要と考えられますか。また、その理由を教えてください。

- 最も長い期間としては5年(1自治体)、短い期間としては6ヵ月(1自治体)との回答があった。
- 1～2年を要すると回答した自治体が最も多く、回答の半数以上を占めた(26自治体)。
- 主な理由としては以下のとおり。
 - ・ 人員確保及び財源確保のため。
 - ・ 事務引継に時間が必要なため。
 - ・ 規定の改正やシステム整備、マニュアル作成のため。